

船員法等関係法令違反船舶所有者(平成30年度第4/四半期(平成31年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和元年5月10日	第三廣良丸	貨物船	有限会社山本海運 (法人番号: 4340002010026) 代表取締役 山本 時廣	鹿児島県 鹿児島市	平成31年3月19日	発航前の検査や適切な航海 当直等に関する違反事実を 確認したため。	戒告処分 (船員法第8 条、 第14の4条等)	九州 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

九州運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話092-472-3181